

## 健康保険法施行令の一部を改正する政令（案）（仮称）の概要

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）第4条（平成20年10月1日施行）の規定による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第2章の規定により設立される全国健康保険協会（以下「協会」という。）の運営について政令に委任されている事項のうち、以下の内容について定めることとする。

### 1. 余裕金の運用

- 法第7条の33において、協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないこととされている。
- 当該余裕金の運用方法については、国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有等に限ることとする。

〔根拠法令〕健康保険法第7条の33

〔改正政令〕健康保険法施行令に新設

### 2. 準備金の積立て

- 法第160条の2において、保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならないこととされている。
- 協会が積み立てる準備金の額を、当該年度及びその直前の2箇年度内において行った保険給付費（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金を含む。）に要した費用の額の1年度当たりの平均額の少なくとも12分の1に相当する額とし、当分の間は、毎年度末の剰余金を段階的に積み立てることとする。

〔根拠法令〕健康保険法第160条の2

〔改正政令〕健康保険法施行令に新設

### 3. 保険料の交付

- 協会が管掌する健康保険の保険料の徴収については、原則として社会保険庁長官が行うこととされており、法第155条の2において、政府は、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他健康保険法の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）の規定による納付金に相当する額（以下「保険料等」という。）から、社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当

する額（法第151条の規定による国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付することとされている。

- 政令においては、政府が協会に対し交付金を交付するときは、徴収した保険料等の額及び社会保険庁長官が行う事務の執行に要した経費として当該保険料から控除した額等を通知すべきこと等を定めるものとする。

〔根拠法令〕健康保険法第155条の2

〔改正政令〕健康保険法施行令に新設

#### 4. 協会による保険料の徴収

- 法第181条の3において、社会保険庁長官は、協会と協議を行い、厚生労働大臣の認可を受けて、滞納者に係る保険料の徴収を協会に行わせることができることとされており、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定めることとされている。
- 政令においては、
  - ・ 協会が徴収を行う際、社会保険庁長官から当該徴収に係る事務の引継ぎを行い、当該引継ぎは文書の交付により行うこと
  - ・ 社会保険庁長官は、徴収の引継ぎが行われた後は、原則として、協会が徴収することとされた保険料について、徴収及び滞納処分を行うことができないものとする等々を定めるものとする。

〔根拠法令〕健康保険法第181条の3

〔改正政令〕健康保険法施行令に新設

#### 5. 日雇特例被保険者の保険者の業務に関する規定の整備

- 法第203条第1項において、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができることとされている。また、同条第2項において協会は、市町村に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができることとされている。
- 日雇特例被保険者の保険者の事務のうち、保険給付等に関する事務については協会が行うこととなることから、市町村が行うこととすることができる事務のうち以下のものについて、社会保険庁長官からではなく、協会から市町村に対して委託する事務として位置づけるものとする。
  - ・ 受給資格者票に関する事務
  - ・ 特別療養費受給票に関する事務
  - ・ 保険給付（埋葬料の支給を除く。）を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

〔根拠法令〕健康保険法第203条

〔改正政令〕健康保険法施行令第61条第1項及び健康保険法施行令に新設

#### 6. 地方社会保険事務局長等に委任する権限の整理

- 保険給付に関する事務等については、協会が行うこととなることから、厚生労働大臣又は社会保険庁長官から地方社会保険事務局長等に委任する権限のうち当該業務に係る権限を除くものとする。

〔根拠法令〕健康保険法第204条

〔改正政令〕健康保険法施行令第63条第1項及び第2項並びに第64条第1項、第2項及び第4項

#### 7. 権利義務の承継

- 改正法附則第18条第1項において、協会の成立の際現に健康保険事業に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継することとされている。
- 協会が承継しない権利及び義務は、以下のものとする。
  - ・ 年金特別会計健康勘定の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下「土地等」という。）のうち、厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務
  - ・ 協会の成立の際現に社会保険庁の内部組織において政府管掌健康保険に関する事務に使用されている物品のうち、厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
  - ・ その他協会の業務に関し国が有する権利及び義務のうち協会がその業務を運営するために必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの以外のもの
- 権利義務の承継の時期は、協会成立の時とする。

〔根拠法令〕健康保険法等の一部を改正する法律附則第18条第1項

〔改正政令〕健康保険法施行令の一部を改正する政令附則（新設）

#### 8. 国から協会への出資

- 改正法附則第18条第2項において、協会が国の権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対して出資されたものとする等が定められている。
- 協会に承継される権利に係る資産については、
  - ・ 土地等のうち、厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの

- ・ その他厚生労働大臣が指定するものとする。
- 協会に承継される義務に係る負債については、厚生労働大臣が指定するものとする。
- 出資の時期は協会が国の有する権利及び義務を承継したときとする。
- 出資があったものとされる資産の評価を行う評価委員の構成や資産の評価の方法について定めるものとする。

〔根拠法令〕健康保険法等の一部を改正する法律附則第18条第2項から第4項まで

〔改正政令〕健康保険法施行令の一部を改正する政令附則（新設）

## 9. 経過措置

（任意継続被保険者の前納保険料に係る経過措置）

- 下記のそれぞれの場合について、任意継続被保険者が前納した保険料のうち平成20年10月以降の分については、協会が管掌する健康保険の保険料を前納したものとみなす。
  - ・ 政府管掌健康保険の任意継続被保険者である者が、平成20年4月から平成21年3月を単位として保険料を前納した場合
  - ・ 平成20年4月1日からこの政令の施行の日の前日までの間において、政府管掌健康保険の任意継続被保険者の資格を取得した者が、その資格を取得した日の属する月の翌月から平成21年3月までの期間の保険料について前納を行った場合
  - ・ この政令の施行の日の前日までの間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者である者が、平成20年10月から平成21年3月までの6月間を単位として健康保険法第165条第1項の規定による保険料を前納した場合

（裁判所の管轄に関する経過措置）

- 協会の設立前に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づきなされた国を被告とする抗告訴訟（協会が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄裁判所については、なお従前の例によることとする。
- その他、所要の経過措置について定めるものとする。

## 10. 関係政令の整備

- 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和28年政令第190号）等について、協会の設立に伴う所要の改正を行うものとする。

## 11. 施行日

平成20年10月1日